

徳島県告示第九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和四年一月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルナカ山川店

吉野川市山川町前川二〇六番地一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和三年徳島県告示第五百三十九号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により吉野川市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗出入口付近のカーブミラー設置等、交通事故防止に配慮すること。特に、入口看板等による歩行者の死角には十分配慮すること。

2 防災・防犯対策への協力

防犯灯の設置など、入出の増加による夜間の防犯上の対策を講ずること。

四 意見の縦覧場所、期間及び時間

1 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課

2 縦覧の期間 令和四年一月七日から令和四年二月七日まで

3 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで